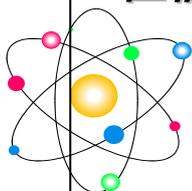




住信 年金情報



PENSION NEWS

(平成21年3月30日)

年金信託部

【厚生年金基金】

『事業所減少時における申請手続き等について』

(平成20年12月3日付通知改正分)

標記につきましては、平成20年12月9日付 PENSION NEWS(※1)にてご連絡しておりましたが、厚生労働省から、各厚生年金基金には改正後の通知とともに通知改正に係る相談事例(※2)を送付したとの連絡があったため、当該相談事例の詳細不明な点について信託協会を通じ厚生労働省宛の確認を行っておりました。

今般、当該確認に対する厚生労働省からの回答が得られたことから、改めて弊社内で整理した内容をご案内致します。なお、個別の案件につきましては事前に厚生局へご相談の上、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

(※1) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/1209dhigtoawuo.pdf>

(※2) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090330eigauotue.pdf>

【通知改正の手続きに関する適用日について】

代議員会等における決定日が平成21年度中である設立事業所の減少に係る規約変更に対し新たに施行する。

【設立事業所の減少に伴う規約変更について】

	原則	例外
任意脱退	認可事項	次の場合は届出事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が死亡したとき ・法人が破産手続開始の決定により解散したとき ⇒破産手続開始以外に、 <u>企業の廃業等</u> 、企業活動が停止したことにより適用事業所でなくなった場合等は届出で可。
全喪	<u>届出事項</u>	次の場合は認可事項 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務所の事務処理上、全喪扱いとなったものの、その理由が当該事業所の<u>経営方針による企業合併等</u>であって、<u>当該基金において特別掛金の納入告知処分を行うとき</u>

* 下線部分：(※1)で連絡した内容から変更又は新たに判明した箇所

【ご参考：本日までの経緯】

<通知（平成 20 年 12 月 9 日）>（※1）

- ① 事業主が死亡したとき
- ② 法人が破産手続開始の決定により解散したとき

によって減少する場合のみ届出事項

※届出事項には破産手続開始以外は含めない

厚労省より基金様へ相談事例の送付

詳細な通知の解釈が示されたものと考えられます。

<相談事例が添付された事務連絡（平成 21 年 1 月 9 日）>（※2）

- ① 企業の合併や事業譲渡等、事業主の経営方針等から、当該事業所の企業活動は継続しているものの、厚生年金の適用関係において全喪となった場合については、任意脱退する事業所と同等（＝認可申請）に取扱う
- ② 企業活動が停止したことにより、厚生年金の適用事業所でなくなった場合等、「法人が破産手続開始の決定により解散したとき」と同様な場合には、従来どおり届出事項として取り扱う

相談事例の内容を信託協会を通じ確認

<厚生労働省の回答（平成 21 年 3 月 19 日）>

- ① 設立事業所が全喪したことによる規約の変更のうち、基金の設立事業所が経営方針による合併や事業譲渡等の場合であって、基金が、当該事業所に対して、特別掛金の納入告知処分を予定している場合について、任意脱退と同様の取扱いとする。
- ② 通知「国民年金法等の一部改正等に伴う厚生年金基金の事務処理等について」（平成 6 年 11 月 9 日付企国発第 83 号・年発第 6 号のニ(1)）（＝全喪の場合は届出事項であること）の内容に関し、基本的な取扱いに変更するものではない。
- ③ 企業が廃業する場合等「企業活動が停止」する場合は、当該規約変更は届出事項であり、被保険者の 1/2 以上及び事業主の同意は不要とする。

（注）P1 にて記載した表と同じ表です

経緯等を整理するとこの表の取扱いになるものと考えられます。

	原則	例外
任意脱退	認可事項	次の場合は届出事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が死亡したとき ・ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき ⇒破産手続開始以外に、 企業の廃業等 、企業活動が停止したことにより適用事業所でなくなった場合等は届出で可。
全喪	届出事項	次の場合は認可事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務所の事務処理上、全喪扱いとなったものの、その理由が当該事業所の経営方針による企業合併等であって、当該基金において特別掛金の納入告知処分を行うとき